

日弁連委員会ニュース

4月号 CONTENTS

子どもの権利ニュース	1・2面	貧困問題対策本部ニュース	11面
総合法律支援本部ニュース	3・4面	接見交通最前線	12面
いま、変えるとき。ACT for RETRIAL		家事法制ニュース	13面
再審法改正プロジェクト	5・6面	国際人権条約(自由権・拷問等禁止・強制失踪・人種差別撤廃)に関するワーキンググループニュース	14面
刑事拘禁制度改革実現本部ニュース	7面	取調べ立会い実現に向けて	15面
取調べの可視化ニュース	8面	民事司法のIT化ニュース	16面
国際室たより	9面		
刑事法制委員会ニュース	10面		

子どもの権利ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2024年4月1日

第33号

第34回全国付添人経験交流集会 全体会

日弁連子どもの権利委員会副委員長 金矢 拓 (第三東京弁護士会)

2024年3月1日・2日、第34回全国付添人経験交流集会が開催されました。

日弁連の末永久大副会長、近弁連の浅野則明理事長による開会挨拶の後、基調講演では、京都少年鑑別所医務課長で精神科医の定本ゆきこ氏から、「非行をどう理解し何が出来るかを考える～少年鑑別所に勤める精神科医として～」と題して講演をいただきました。

定本氏からは①少年法と少年鑑別所の役割、②人のライフサイクルと思春期の行動化、③女子非行少年の特徴と被害者性、④発達障害と非行、⑤矯正教育から社会内支援への継続の在り方、⑥発達障害を

有する非行少年の事例、⑦性加害少年について説明いただきました。

非行のリスク因子や少年の特徴に関し、鑑別技官として考査の場面で出会ったり、精神科医として診断での場面で出会った子どものエピソードと統計の両面から説明があり、付添人経験者として、研修等で聞いたことのある内容であっても、少年たちの置かれている実情がリアルに浮き上がり、理解がさらに深くなる内容ではなかったかと思えます。思春期の行動化の仕方の男女差、発達障害と、性被害・性加害については、情報量が特に豊富な内容となりました。また、国費を使って調べられた鑑別結果を、

どのように活用し、少年院出院後、一か所に丸投げしない多機関連携の輪に、弁護士がどう加わって役割を果たせるか、援助制度の国費化とも関連して、今後さらに注力すべき課題だと感じました。

特別報告の「全面的な国選付添人制度の実現に向けた取組」では、日弁連意見書の公表と院内学習会を含む国会議員への働きかけについて、「改正少年法下での実務の状況」では、62条2項2号対象事件での処分の状況と求められる付添人活動の内容について、当職から報告しました。

開催地京都の吉田誠司会長による挨拶の後、分科会での議論に移りました。

第1分科会

事例報告～特定少年の強盗事件～

東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 牧田 史 (東京弁護士会)

第1分科会では、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会による事例報告(第1部)とパネルディスカッション(第2部)が行われました。第1部では、東京弁護士会所属の会員5名が登壇し、特定少年による強盗事件2件について、事例報告を行いました。いずれも侵入強盗の事案であり、特定少年については、全ての少年が住所地に移送されることもないまま、検察官送致決定がなされたことが報告されました。また、検察官送致決定の可能性が高いと分かりつつも、なんとか保護処分を獲得したいという思いの中、黙秘解除のタイミングや相手(調査官に話すかどうかなど)をととても悩んだという登壇者も複数いました。登壇者からは、改正少年法の影響を強く感じる場面が多々あったとの感想が共有され、中には、調査官から直接、法改正前なら保護処分も視野に入っていたという趣旨の話がされた登壇者もいました。結論ありきの裁判所の対応に、家裁の大きな壁を感じた登壇者も多かったようです。第2部では、コメンテーターの岩本憲武会員(埼玉弁護士会)とともに、前記登壇者とパネルディスカッションを行いました。被疑者段階の黙秘や、黙秘解除のタイミング、審判や公判での方針選択などをテーマに議論が行われました。黙秘に関しては、共犯事件での供述方針の決め方や、逆送の可能性が高

い中での黙秘解除の意義などについて登壇者それぞれの悩みが語られました。また、公判段階で55条移送の主張をした登壇者もあり、公判での方針選択の考え方を深める議論が行われました。質疑応答では、家裁の対応が変容していく中でも、付添人が少年法の理念を貫くことを諦めてはならない、という意見や、いずれの事件も少年はあくまで大人(主犯格)に使われた駒であることを裁判所は本当に理解しているのかという疑問の声などが上がりました。アンケートによれば、特に若手の会員から、とても参考になった、自分の事件に生かしたいという声が多く聞かれました。

い中での黙秘解除の意義などについて登壇者それぞれの悩みが語られました。また、公判段階で55条移送の主張をした登壇者もあり、公判での方針選択の考え方を深める議論が行われました。質疑応答では、家裁の対応が変容していく中でも、付添人が少年法の理念を貫くことを諦めてはならない、という意見や、いずれの事件も少年はあくまで大人(主犯格)に使われた駒であることを裁判所は本当に理解しているのかという疑問の声などが上がりました。アンケートによれば、特に若手の会員から、とても参考になった、自分の事件に生かしたいという声が多く聞かれました。

第2分科会

拒食・過食、自傷行為といった問題を抱える子ども達に対する対処と援助

日弁連子どもの権利委員会委員長 安保 千秋 (京都弁護士会)

第2分科会は、子どもの問題に関わってきた弁護士であれば何らかの形で見聞きしたことがある拒食・過食、自傷行為について、正しい知識、対応方法を理解していないと、間違った対応をしてしまうのではないかと。間違った対応は、子どもとの信頼関係を傷つけ、その子の状況を悪化させたり傷つけたりしてしまうのではないかとという問題意識が出発点でした。

まず、摂食障害と闘っている子どものコタン(子ども担当弁護士)をした小林美和会員(第二東京弁護士会)から、子どもの手紙の紹介があり、本人の意思を重視すること、支援者として何が出来るかということを支援者側できちんと事前に考えておき、それを伝えることが大切であるとの経験が語られま

した。次に、摂食障害の問題に長年関わってきた京都の精神科医水原祐起氏から、「摂食障害を抱える子どもたちに対する対応と援助～生きづらさをどのように支えるか～」と題して、①摂食障害の診断基準、分類、合併精神疾患について、②治療と支援について、③子どもの摂食障害の特徴の説明があり、弁護士は、「食行動異常」にまで介入する必要はないが、その背景になっている「生きづらさ」の部分に対するアプローチが主体になると思われると話されました。3番目に、自傷行為の問題を抱える人達を支援してきた精神科医松本俊彦氏から、「自傷とODの理解と援助」と題して、自傷行為やODについて説明があり、「気づき、かかわり、つなぎ」が大事であり、

弁護士の役割は「中継ぎと見守り」であるとのことのお話がありました。その後、意見交換があり、弁護士に求めるものとして、水原氏からは、一人の信頼できる人格者であることや、一人で抱え込まずチームで平均値をとっていくことが必要であること、松本氏からは、トラウマを抱える子どもに対しフェアな関係であることが必要だとのこと意見をいただきました。最後に、皆藤希会員(京都弁護士会)から少年院退所時に子どもから送られてきた手紙の紹介で締めくくられ、拒食・過食、自傷行為の問題を抱える子どもの理解と関わり方について、充実した分科会となりました。

第3分科会

少年事件における黙秘

大阪弁護士会子どもの権利委員会委員 仁保 潤哉（大阪弁護士会）

第3分科会では、「少年事件における黙秘」というテーマを取り上げました。

これは昨年の全国付添人経験交流集会でも取り上げたテーマでしたが、被疑者段階、家裁送致後段階において、弁護士（又は付添人）が少年に適切に黙秘権の行使をさせるためにどのような点に配慮して活動すべきかということについて、改めて一緒に考えたいという思いから、再度取り上げさせていただきました。

第1部では、立命館大学大学院法務研究科教授の淵野貴生氏より、捜査段階における黙秘・家庭裁判所送致段階における黙秘について、それぞれの根拠や意義について報告いただきました。また、黙秘権

の行使が成長発達権を阻害するかというテーマで学術的観点からどのように考えるべきかについても報告いただきました。

第2部では、淵野氏、村中貴之会員（東京弁護士会）、岩佐嘉彦会員（大阪弁護士会）、当職の4名で、岩佐会員をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行いました。まず、村中会員より、「ケースセオリーに基づく付添人活動」というテーマで、少年事件における黙秘権行使のあり方についてご説明いただきました。

その上で、岩佐会員から、「非行事実に争いのない場面においては、黙秘は例外的場面ではないか」、「成人の事件とで黙秘権を行使することに違いはあ

るか」、「黙秘することが調査官や裁判官に反省していないと捉えられないか」、「実際に少年に黙秘させることはできるか」、「余罪について黙秘させるか」など、様々な視点での質問がなされ、パネリストらによる議論が行われました。質疑応答においても、質問者から少年が黙秘を貫いたことで審判での逆送可能性が高まるかという点での鋭い質問が投げかけられ、非常に活発な議論が行われました。

本分科会が、少年事件における黙秘について様々な悩みを持たれている先生方の一助となれば幸いです。また、今後も少年の最善の利益につながる付添人活動がさらに活発化していくことを願ってやみません。

第4分科会

SNS関連の少年非行と付添人活動

第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会委員 角野 太佳（第二東京弁護士会）

第4分科会のテーマは「SNS関連の少年非行と付添人活動」です。

第1部では、第二東京弁護士会の会員3名（堀智之会員、中野博喜会員、青塚貴広会員）から事例報告を行いました。

第2部では、東京少年友の会の学生ボランティア団体に所属している学生2名より、家庭裁判所から委託を受けて審判までの間に少年に対して実施している「SNSワーク」について、また、山梨大学教育学部教授の若本純子氏から、少年のインターネット・SNS利用の心理的背景と非行との関連をテーマに、今の時代の付添人にとって非常に重要な知見について、ご報告いただきました。

第3部では、パネルディスカッションを行い、事

例報告をした事案についてSNSが当該非行とどのように関連していたのかや、SNSの利用について付添人はどのようなアプローチをする必要があるのか等を掘り下げて議論しました。

以上を通じ、少年にとってのSNSの位置付けを理解しておくことの重要性や、SNSは非行原因そのものではなく、SNSが関連する事案であってもSNSに飛びつくことなく事案に応じて非行原因を丁寧に分析することの重要性を学ぶことができました。また、SNSが関連する事案でも主たる付添人活動は変わらないものの、事案によってはSNSがリスク要因になることからすれば、SNSの利用方法についてのアプローチを検討する必要があること、その場合でも、スマホやSNSを完全に断たせることは実効性がなく

むしろ有害であること、一方的指導ではなく、少年の立場に立って一緒に考えていく姿勢が大事であること等を学ぶことができました。

さらに、SNSというテーマを超えて、大人と子どもとの間にはギャップがあり、少年の立場に立って活動することが何よりもまずは重要という付添人活動の基本の重要性を改めて確認することができたとも思います。

企画を煮詰めるのには大変苦労しましたが、会員の方々、外部講師の方々、当日御参加いただいた皆様のおかげで、最終的には大変有意義な分科会になったと思います。この場を借りて皆様に心より感謝申し上げます。

第5分科会

2021年改正少年法下での推知報道・公判での保護と付添人活動

日弁連子どもの権利委員会委員 須納瀬 学（東京弁護士会）

2022年4月に施行された改正少年法では、18歳、19歳の特定少年について、逆送され公判請求された場合には推知報道が解禁されました。この改正法の下で、推知報道を回避し、起訴後の刑事公判で実名秘匿等がされるために付添人・弁護士や弁護士会に何ができるかを議論し、認識を共有する目的で、本分科会を開催しました。

まず、立命館大学大学院法務研究科教授の淵野貴生氏から、「少年法61条の意義と現代的課題」と題して基調報告をいただき、推知報道の禁止は成長発達権の保障に基づくものであり、インターネットの普及により実名報道の弊害が広がっている中で、特定少年についてもその重要性は変わらず、他方で、少年の実名報道の公共性は認められないことが述べ

られました。

続いて、事例報告として、小西智子会員（大阪弁護士会）から、大阪・寝屋川事件において、記者会見を行って報道機関に働きかけた結果、検察庁は実名公表を行ったものの多くの報道機関が匿名報道とした事例、穂積幸子会員（福島県弁護士会）と茂手木克好会員（茨城県弁護士会）からは、特定少年の逆送決定がなされた段階で、報道機関に対して実名報道を行わないように会長声明や会長談話を発出した弁護士会の取組、山崎健一会員（神奈川県弁護士会）からは、各地の刑事公判において開廷表や人定質問での氏名秘匿や傍聴席から被告人の容顔が見えないようにする配慮等についての現状が、それぞれ報告されました。

後半は、木下裕一会員（大阪弁護士会）をコーディネーターとし、淵野教授、小西会員、穂積会員に加え、マスメディアの立場から、毎日放送の清水貴太記者に御参加いただき、パネルディスカッションを行いました。寝屋川事件取材し、実名報道を行うかどうか社内で真剣な検討を行ったという清水記者からは、読者や視聴者がリアリティをもって受け止めるためには実名報道が出发点であるとしながら、多くの情報の収集を踏まえてメディアも真剣に悩んでいることが報告されました。今後、弁護士、弁護士会とマスコミとで、日頃から意見交換の機会を増やし、信頼関係を作ること、その上で、必要な情報提供を行っていくことが、推知報道を少しでも減らしていく上で重要であることを確認できました。

第6分科会

意見表明等支援事業における弁護士の役割

日弁連子どもの権利委員会幹事 平谷 優子（広島弁護士会）

意見表明等支援事業等の改正法が、本年4月に施行されます。そこで、福祉小委員会は、昨年引き続き意見表明等支援事業をテーマに、分科会を実施しました。

はじめに浦弘文会員（奈良弁護士会）より意見表明権や子どもの最善の利益、意見表明等支援員の役割等の基本説明がありました。次に、横江崇会員（沖縄弁護士会）より昨年秋に実施した意見表明等支援事業アンケートの結果報告を行いました。回答対象の自治体の約3／4が同事業を実施・準備していましたが、事業実施内容は地域ごとに様々でした。実施主体は半数あまりが民間受託方式で、弁護士会（7弁護士会）に委託した自治体もありました。多くの

実施主体には支援員・SV等で弁護士は関わっていましたが、弁護士の事業関与予定がないとの回答も半数近くでした。

続いて、飛弾野理会員（神奈川県弁護士会）よりアドボケイトの活動実践報告、中島忠司氏（奈良市子どもセンター一時保護課）からは意見を受ける児童相談所一時保護所の立場からの御報告、安孫子健輔会員（福岡県弁護士会）からは、子どもアドボカシーセンター福岡の活動から見てきたアドボカシーの活動から見てくる、意見表明等支援事業における弁護士へのニーズ等について御報告がありました。その後、(1)意見表明等支援事業の実施方法、(2)子どもとの面接時や施設等への意見表明時の留意

点、(3)守秘義務の一方で解除する場合について等、制度面から面接対応時の意義や悩みまで、登壇者によるパネルディスカッションが行われました。意見表明等支援事業の意義は、表明した子どもの意見を叶えることに留まらず、子どもの意見に大人が真摯に向き合うプロセスが子どもの自尊心の回復につながることも指摘されています。子どもアドボカシー制度を大切に育てていくために、弁護士がどのように関わっていくべきか、各地での様々な形の実践を踏まえつつ、引き続き討議・研究を続けていきたいと思っています。